

第3回芳賀町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年3月21日(木) 午後2時00分

2. 開催場所 芳賀町役場 3階 中会議室

3. 出席委員

	農 業 委 員	農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員	
1 番	小林 広美	金田 正	菊地 方敏
2 番	大根田 源一	佐藤 一典	岡田 毅
3 番	酒井 和夫	岩崎 進	荒井 昭雄
4 番	黒崎 浩	手塚 孝夫	阿久津 正好
5 番	黒崎 陽子	直井 純一	
6 番	綱川 祥史	小林 康男	
8 番	小林 芳晴	酒井 紀之	
9 番	阿久津 信市	黒崎 文雄	
10 番	小林 峰子	大林 厚雄	
11 番	黒崎 俊行	鈴木 省一	

4. 欠席委員 1人

5. 出席農業委員会事務局職員

事務局長	大塚 英樹
事務局長補佐兼係長	伊佐野 祐子
主任主査	菅又 寛彬
主査	山口 剛史
主事補	入野 翔礼
公社係長	水沼 和子

6. 議事日程

議案第12号 農地の所有権移転許可申請に対する許可可否について
議案第13号 農地の区分地上権設定許可申請に対する許可可否について
議案第14号 農地の転用許可申請に対する意見決定について
議案第15号 非農地証明願に対する証明の可否について
議案第16号 農用地利用集積計画の決定について
報告第17号 農用地利用集積計画の決定について(中間管理事業)
報告第3号 農地の転用届出の受理について
報告第4号 農地法施行規則第29条第1号該当証明について
報告第5号 農地法第18条の解約通知について

○開会	
議長	ただ今から、令和6年第3回芳賀町農業委員会総会を開会いたします。
議長	ただ今の出席委員は10人です。定足数に達していますので、ただちに本日の会議を開きます。
議長	議事録署名委員の指名を行います。本総会の議事録署名委員は、5番 黒崎 陽子委員、6番 網川 祥史委員を指名したいと思いますが、よろしいでしょうか。 (異議なしの声あり)
議長	異議がないようですので、議事録署名委員は、両委員に決定いたしました。
○議案第12号	それでは、ただ今から
議長	議案第12号「農地の所有権移転許可申請に対する許可可否について」を議題といたします。
議長	事務局の説明を求めます。
事務局	議案第12号 農地の所有権移転許可申請に対する許可可否について 次のとおり農地法第3条の規定に基づく農地の所有権移転許可申請があったので、その許可可否について審議するものとする。 【議案第12号 所有権移転許可申請 4番から7番について説明】
議長	以上で事務局の説明を終わります。
議長	つづいて担当地区委員及び推進委員の意見を求めます。
議長	4番、5番について与能地区 直井 純一推進委員お願いします。
与能地区 推進委員	はい、議案12号の4番5番について説明させていただきます。 まず4番でございますが、余分な話から始めさせていただきます。ひとりで住んでいた長男（跡取り）が十数年前に亡くなりまして、それから家の方は空き家になっております。農地は何筆かございますが、大部分の農地は管理機構を通して貸し出してある状態でございます。しかし、条件の悪い二、三筆の農地が遊休農地になっております。今回譲渡される農地も、当家を含めて、宅地4棟の屋敷に囲まれて入口がなく日当たりの悪い圃場で、長年、遊休農地になっておりました。譲渡が成立したことで今後、遊休農地の解消となると思われますので、別段特に問題はないと思われませんが、審議のほどお願いしたいと思います。 5番でございますが、付属資料の4ページをご覧ください。こちらにも共同墓地にコの字型に囲まれておりまして、使い勝手の悪い畑地でございます。家も遠いということで長年、やはり遊休農地になっておりました。そんな中■が以前から堆肥置場や野菜等などを作って無償で■さんが、委員の資格ということで借りておりました。今回■番地を買い取りたいということで話をしたところ、価格はどうでもね、隣接の■両方全部買ってこれというところで、合意をしたということでございます。こちらの方も別段問題はないと思っておりますが、審議のほどお願いしたいと思います。以上です。
議長	2番 大根田 源一委員、ほかに意見があればお願いします。
2番委員	2番大根田です。議案番号4番5番につきまして、内容については直井推進委員さんのご説明の通りでございます。何の問題もないと思われます。みなさまの公正なる審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	6番について東高橋地区 荒井 昭雄推進委員お願いします。

東高橋地区 推進委員	はい、東高橋の荒井です。議案番号12号6番についてご説明申し上げます。先日、事務局と現地確認して参りました。付属資料の5から6ページをご覧ください。譲渡人の■さんは宇都宮に在住して、耕作困難ということで譲受人を探していたところ、以前から北側の土地と一体的に使用していた■さんと合意に至ったことから申請した案件になります。通作距離も0.1キロと近いこともありまして、特に問題はないと思っておりますが、みなさまの慎重なご審議よろしく申し上げます。
議長	10番 小林 峰子委員、ほかに意見があればお願いします。
10番委員	10番 小林です。荒井推進委員さんのご説明の通り、今回購入した人が実耕作者ということで、何ら問題はないと思われま。みなさまの慎重なご審議よろしくお願いたします。
議長	7番について上延生地区 岩崎 進推進委員お願いします。
上延生地区 推進委員	上延生の岩崎です。番号7番についてご説明申し上げます。■さんと■さんは親戚にあたります。またこの許可を受けようとする農地は、■さんの自宅のすぐ隣接の畑になります。さらに実耕作者で今現在も耕作しております。■さんは、■の農事組合法人■の構成員でもありますし、何ら問題はないと思っておりますので、慎重なご審議をよろしくお願いたします。
議長	8番 小林 芳晴委員、ほかに意見があればお願いします。
8番委員	8番小林です。議案番号7番について、内容については岩崎推進委員の説明の通りです。■さん同士、親戚関係ということで問題ないと思われま。審議の方よろしくお願いたします。
議長	以上で担当地区委員及び推進委員の意見を終わります。
議長	次に質疑に入ります。質疑はありますか。
	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、質疑を終わります。つづいて採決に入ります。
議長	議案第12号について、原案のとおり許可することに賛成の委員は起立願います。
	(全員起立)
議長	起立全員であります。
議長	よって、議案第12号は許可することで可決しました。
○議案第13号	つづきまして
議長	議案第13号「農地の区分地上権設定許可申請に対する許可可否について」を議題といたします。
議長	事務局の説明を求めます。
事務局	議案第13号 農地の区分地上権設定許可申請に対する許可可否について 次のとおり農地法第3条の規定に基づく農地の区分地上権設定許可申請があったので、その許可可否について審議するものとする。 【議案第13号 区分地上権設定許可申請 1番から12番について説明】
3番委員	すみません。ちょっと聞きたいのですが。7番は東水沼と言った気がしますが西水沼の間違いでしょうか。

事務局	申し訳ありません。西水沼です。
議長	以上で事務局の説明を終わります。
議長	つづいて担当地区委員及び推進委員の意見を求めます。
議長	1番から6番について東高橋地区 荒井 昭雄推進委員お願いします。
東高橋地区 推進委員	<p>東高橋の荒井です。議案番号13号1番から6番まとめてご説明申し上げます。先日、事務局と現地へ行きました。付属資料多いですが9ページから20ページとなります。</p> <p>被設定人は1番だけ■になります。他は■になっています。内容は同じ内容で、優良農地の太陽光発電ということで、条例に基づき事前に被設定人から地域住民に説明会が開催されました。内容は被設定人の■と■は参加せず、施工業者の■と作物を管理する■から10名の参加と、自治会から6名の参加で開催されました。また隣接する住民へは既に交渉を済ませて承認しているということで、参加しませんでした。</p> <p>説明会の内容は、終始優良企業です、心配しないでくださいという説明がありました。また、質問に対しては、地域景観に支障があった場合は、施設と協議の上協力すると返答があり、また土地改良に対しては、支障がある場合は自費で工事をし対応すると説明がありました。</p> <p>危惧されている廃棄ですが、架台は寿命が約40年あり、パネルの寿命も品質が良くなっているので40年あるという説明でした。また廃棄の経費に対しては、売電収入から積み立てて対応する計画になっているので、問題ありませんという説明がありました。</p> <p>今回の申請は地域住民の理解が得られている点と、条例に基づき工事しようとしていますので、特に問題ないと思われませんが、みなさまの慎重なご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	10番 小林 峰子委員、ほかに意見があればお願いします。
10番委員	10番小林です。荒井推進委員の説明の通りでして3月1日に地元で説明会を行いまして、また農地の周辺の人たちにもしっかりと説明をして判をもらって許可を得ているということで、何ら問題はないと思われまます。みなさまの慎重なご審議よろしくをお願いします。
議長	7番から10番について西水沼・北長島地区 岡田 毅推進委員お願いします。
西水沼 北長島地区 推進委員	<p>西水沼・北長島地区の岡田です。議案第13号7番から10番まであります。内容は同じですのでまとめて説明します。付属資料21ページから28ページをご覧ください。先日、綱川農業委員と事務局と現地確認に行つて参りました。現在、麦が作付けされていますが、元々小作として■さんが入って作っていた場所です。優良農地でありますけど、設置部も本人が■さんが耕作すると言っています。パネルの位置からも周辺へ影響を与えることはないものと思われまます。よつて、太陽光パネル設置のための区分地上権設定を許可することはやむを得ないと考えまますが、委員のみなさまの慎重な審議をお願いします。以上です。</p>
議長	6番 綱川 祥史委員、ほかに意見があればお願いします。
6番委員	6番綱川です。営農型太陽光発電ということで内容の説明は、先ほど岡田推進委員さんの内容のとおりとなっております。見てきた範囲で致し方ないものなのかなという部分があると思ひます。慎重な審議の方よろしくをお願いします。
議長	11番、12番について西高橋・打越新田地区 阿久津 正好推進委員お願いします。
西高橋 打越新田地区 推進委員	<p>西高橋・打越新田地区の阿久津です。11番、12番について説明いたします。この議案は東高橋、西水沼と同じ■が被設定人、また内容も営農型太陽光発電設備のための申請となっております。付属資料の29から32ページをご覧ください。この件につきましては、黒崎会長と事務局とで現地を確認してまいりました。■さんと■さんは規模縮小ということから、こちらの太陽光設置をすることになったと思ひます。それと、こちらの地元自治会を通じまして説明会も開いており、何ら問題ないかと思ひます。みなさまの慎重な審議のほど、よろしくをお願いします。</p>

議長 こちらの地区担当委員は私ですので、私から意見を述べさせていただきます。ただ今、阿久津推進委員の言われた通りでありまして、致し方ない案件かと思いますが、みなさまの慎重なる審議をよろしくお願いします。

議長 以上で担当地区委員及び推進委員の意見を終わります。

議長 次に質疑に入ります。質疑はありますか。

4番委員 はい。

議長 4番 黒崎 浩委員。

4番委員 4番黒崎です。2番と5番の案件についてお聞きしたいのですが、他は全部賃料40,000円ですが、2番は25,000円、5番は30,000円となっていますが、何か訳があるのでしょうか？

事務局 この賃料に関して差があることについては、面積だったり、面積によって多少パネル設置の面積が変わっておりまして、一筆一筆ごとにですね、物によっては例えば一反三畝ぐらいのパネルがあったり、逆に一反一畝ぐらいの200、二畝ぐらいの差ですが、そういった差があるので、その意味合いで年間の賃料が変化してるなと思っております。

4番委員 そうですか。その面積で話をするのであれば、6番なんかは二反五畝、5番はもうその倍近くあるんですよ。四反五畝。これでその設置の部分の面積で考えているというのは、どういう見解なのでしょう。

事務局 これは貸し借りの区分地上権、上の設定になるんです。例えば農地の面積が大きくても、その農地に建つパネルについては、この下の面積が大きいからといって、その農地に対して大きい面積がついてるわけではない。例えば5番でご説明いたします。四反五畝となっていますが、実際につくパネルは一反二畝ぐらいでして、パネルの大きさとしては、そこにかかるのが、年間30,000円という形になっているので、それで多少の差。例えば4番でご説明すると三反六畝で40,000円となっておりますが、実際パネルが建つのは一反三畝ぐらいのパネルが上部につくことになるので、その一畝ぐらいの差、パネルの大きさ、パネル総面積の話で、そこで年間の実際の賃料が変動していると思います。

4番委員 はい、わかりました。

議長 大丈夫ですか。

3番委員 はい。

議長 酒井委員。

3番委員 3番酒井です。1番から■さん6件で確認です。■さんは、ちょっと具合が悪く入院していると思います。本人が承諾をしてやってるものなのか。

事務局 その辺は確認してまして。一応ご本人の方にも、ご本人とその家族からの同意も得て、今回に至っております。

3番委員 もう1回いいですか。

議長 酒井委員。

3番委員 この太陽光の案件について、ほぼ■さんが間に入っているということですか。この大阪、東京だの訳のわからないところの住所で載っていますが、間っているのは■ってことなんですか。

事務局 この後、利用権の方で、また後の議題になってしまうんですけど、下の耕作は実際■が行うことになっております。

3番委員 了解です。

議長 ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑がないようなので、質疑を終わります。つづいて採決に入ります。

議長 議案第13号について、原案のとおり許可することに賛成の委員は起立願います。

(全員起立)

議長 起立全員であります。

議長 よって、議案第13号は許可することで可決しました。

○議案第14号 つづきまして

議長 議案第14号「農地の転用許可申請に対する意見決定について」を議題といたします。

議長 事務局の説明を求めます。

事務局 議案第14号 農地の転用許可申請に対する意見決定について
次のとおり農地法第5条の規定に基づく農地の転用許可申請があったので、その意見決定について審議するものとする。

【議案第14号 転用許可申請 3番から14番について説明】

議長 以上で事務局の説明を終わります。

議長 つづいて担当地区委員及び推進委員の意見を求めます。

議長 3番から8番について東高橋地区 荒井 昭雄推進委員願います。

東高橋地区
推進委員 東高橋の荒井です。議案第14号3番から8番について、まとめて説明申し上げます。付属資料の転用許可申請33ページから76ページをご覧ください。申請場所は地上権設定の場所と全く同じになります。そして事業計画書の工事計画を確認しますと、敷地の外周から6メートル程度内側に設置すること、高さ4メートルという内容になっているので、周辺への日照および通風の影響ないような計画になっています。

また、建設リサイクル法の対象となる特定資材は使用しないこと。土地改良、土地集積のときは移設等を含め協議のうえ協力するとなっていますので、特に問題はないと思われませんが、みなさま方の慎重なるご審議よろしく願います。

議長 10番 小林 峰子委員、ほかに意見があれば願います。

10番委員 10番小林です。荒井推進委員さんの説明の通り、何ら問題はないと思います。みなさまの慎重なるご審議よろしく願います。

議長 9番から12番について西水沼・北長島地区 岡田 毅推進委員願います。

西水沼
北長島地区
推進委員

西水沼・北長島の岡田です。議案第14号9番から12番まで内容が同じですので、まとめて説明します。付属資料77ページから105ページをご覧ください。こちらの案件については、先の議案第13号7番10番で説明した通りで一筆の中で一反三畝ほどのパネルの面積に対してね、残りの部分は田んぼとして使用するというところです。許可することは致し方ないと考えますから、しかしあくまでも営農型太陽光となりますので、設置後に適切な営農がされていることを確認していく必要があるかと思えます。委員のみなさまの慎重なる審議をよろしく願います。

議長

6番 綱川委員、ほかに意見があればお願いします。

6番委員

6番綱川です。岡田推進委員さんの説明の通り、実際に見てきた中で、四反とか五反とか畝歩の広い所に、上に実際建つ面積とは、先程話していたように一反から一反半くらいの施設、どんなに面積が大きくても上に建つのは計画電量50キロワット以下の発電施設が建つということなので、大体大きくても一反五畝ないところです。普通の作物を作るような農地になっています。綺麗に土地の真ん中に建つというわけではなく、結構西側に寄っていたり、半分だけだったり。結構まちまちな建ち方の感じになっていました。

一応、この先見守って行ってですね、検討していく案件かと思われまます。その報告を踏まえて審議の方よろしく願います。

議長

13番、14番について西高橋・打越新田地区 阿久津 正好推進委員お願いします。

西高橋
打越新田地区
推進委員

西高橋・打越新田の阿久津です。13番、14番について説明いたします。現地確認をしましたが、■さんは自宅前になります。■さん管理所有している農地、こちらの方も何ら問題はないと思います。また、設備の二つに対しましては、グリーンウィンドさんが契約し水田として利用者管理されることになっています。何も問題はないということで、審査をよろしく願います。

議長

以上で担当地区委員及び推進委員の意見を終わります。

議長

次に質疑に入ります。質疑はありませんか。

4番委員

はい。

議長

4番 黒崎 浩委員。

4番委員

はい。何回もすみません。4番黒崎です。先ほどの議案13号の賃料年40,000円というのと、今回の賃料の40,000円と25,000円というのは、それはイコールではなくて、別々の賃料ということで考えてよろしいでしょうか。

事務局

おっしゃっている賃料は、3条と5条で別々かというご質問でよろしいでしょうか。

4番委員

はい。

事務局

これは一括で考えてこの金額という形になっております。

4番委員

一括というのは、先程のところではイコールといたしました。

事務局

一つの施設でこの金額ということになっているので。

4番委員

別ってということじゃないですね。

事務局

はい。イコールということです。

4番委員

そこで知識として聞いておきたいのですが、営農型ということは売電を契約してる相手がすると思うんですが、その売電したものは地主には入らないんですね。

事務局	入りません。
4番委員	入らないんだね。
事務局	はい。
4番委員	はい、わかりました。
議長	ほかに質疑はありませんか。 (質疑なし)
議長	質疑がないようですので、質疑を終わります。
議長	つづいて採決に入ります。
議長	議案第14号について、原案のとおり許可することに賛成の委員は起立願います。 (全員起立)
議長	起立全員であります。
議長	よって、議案第14号は許可することで可決しました。
○議案第15号	つづきまして
議長	議案第15号「非農地証明願に対する証明の可否について」を議題といたします。
議長	事務局の説明を求めます。
事務局	議案第15号 非農地証明願に対する証明の可否について 次のとおり農地法の適用を受けないことの証明願があったので、その証明の可否について審議するものとする。
事務局	【議案第15号 非農地証明願4番から8番について説明】
議長	以上で事務局の説明を終わります。
議長	つづいて担当地区委員及び推進委員の意見を求めます。
議長	4番、7番について西水沼・北長島地区 岡田 毅推進委員お願いします。
西水沼 北長島地区 推進委員	西水沼・北長島地区の岡田です。議案第15号4番についてご説明申し上げます。付属資料の120ページから125ページをご覧ください。先日、綱川農業委員と事務局で現地確認をして参りました。この案件は長男の方が亡くなりまして、弟さんである■さんが相続しました。申請地は平成10年頃から駐在所の敷地として利用しており、現在宅地として利用しています。以前西水沼の駐在所は、■さんの南側にあったんですけども、現在に移転されました。地域、地区の住民の安全安心などの面からもう必要不可欠であり、問題ないかと考えます。委員のみなさまの慎重なる審議のほど、よろしく願いいたします。以上です。
議長	6番 綱川 祥史委員、ほかに意見があればお願いします。

6 番委員

6 番綱川です。駐在ということで、交番が建っております。内容については、岡田推進委員さんの説明の通りとなっております。現地確認した時に、駐在の方ともお話しして「こういうことだよ」という話もしてきました。以上何ら問題のない案件だと思いますので、慎重な審議の方よろしく願います。

議長

5 番、6 番について東高橋地区 荒井 昭雄推進委員お願いします。

東高橋地区
推進委員

東高橋の荒井です。議案 1 5 号非農地証明 5 番 6 番についてご説明申し上げます。先日、事務局と現地確認へ参りました。申請人は 5 番と 6 番が同じですので、一緒にご説明申し上げます。付属資料 1 2 6 ページから 1 3 4 ページをご覧ください。この案件は、■さんが建築計画し調査したところ、分家住宅の一部に畑があることが判明しての申請になります。5 番の申請地は、平成 5 年に土地改良の換地処分取得以降、平成 6 年に昭和 3 8 年建築の納屋を増築改修、移築し現在まで宅地として利用しています。申請場所は、野元川の堤防沿い納屋の隣接点で細長い土地になってます。周辺に影響が少ないと思われることと、線引き前の内容になってますので、特に問題ないと思います。

次に 6 番の申請地は、昭和 5 2 年に離れとして居宅を建築。昭和 6 3 年にはその北側に物置を設置し利用してきましたが、今回の調査で非農地として判明したため申請になりました。申請場所は 7 2 0 番 5 は分筆し 3 2 3 平方メートルとした案件でございます。これも線引き前の建築ということで、特に問題ないと思われませんが、みなさま方の慎重なご審議をよろしくお願いいたします。

議長

8 番について西高橋・打越新田地区 阿久津 正好推進委員お願いします。

西高橋
打越新田地区
推進委員

西高橋・打越新田地区の阿久津です。8 番についてご説明いたします。付属資料の 1 4 1 ページから 1 4 6 ページをご覧ください。この案件につきましては、1 3 日に会長と事務局と現地を確認して参りました。今回の申請地は、昭和 6 年および昭和 5 3 年にそれぞれ納屋を建築し、それ以来 2 0 年以上農家住宅敷地として利用しているので、何の問題もないと思われま。慎重なご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

こちらの地区担当委員は私ですので、私から意見を述べさせていただきます。ただ今、阿久津推進委員の言われた通り、2 0 年以上経過しており何ら問題ないと思われま。みなさまの慎重な審議をお願いします。

議長

以上で担当地区委員及び推進委員の意見を終わります。

議長

次に質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長

質疑がないようですので、質疑を終わります。

議長

つづいて採決に入ります。

議長

議案第 1 5 号について、原案のとおり証明することに賛成の委員は起立願います。

(全員起立)

議長

起立全員であります。

議長

よって、議案第 1 5 号は、証明することで可決しました。

○議案第 1 6 号

つづきまして

議長

議案第 1 6 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。ここで農業委員会等に関する法律第 3 1 条の規定により、3 番 酒井 和夫委員、5 番 黒崎 陽子委員、1 番 小林 浩美委員が退席となります。

(酒井委員、黒崎委員、小林委員 退席)

議長 事務局の説明を求めます。

事務局 議案第16号 農用地利用集積計画の決定について
次のとおり農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、町から計画の決定を求められたので、審議するものとする。

次のページをご覧ください。公告予定年月日 令和6年3月22日
利用権設定等の面積104,764.93平方メートル、令和6年中の累計484,729.93平方メートル。

詳細は15から16ページとなります。お目通しをお願いします。以上です。

議長 以上で事務局の説明を終わります。

議長 それでは、ただ今から2分間の審査をお願いします。

(審査)

議長 審査を終わります。

議長 つづいて推進委員の意見を求めます。意見はありませんか。

(意見なし)

議長 意見がないようですので、次に質疑に入ります。質疑はありませんか。

4番委員 はい。

議長 黒崎委員。

4番委員 4番黒崎です。5、6、14、15、16、17番ですが、地目は田んぼですが、全部で1,000円、そういう単価、単価だともっと283円とかこういう単価なんですね。これはちょっと他の議案からすると、異常な金額だと思うんですが。そこら辺の説明をお願いします。

事務局 まず、こちらが全ての筆につきまして一筆1,000円でやり取りされているところとなっております。もちろん他に比べると圧倒的に安いところにはなってしまうんですけども、まず■さんとの親密性というところも、個人個人であると思うんで、その農家の方、今回契約される方と■さんの関係性というところで、安くなっているというところももちろんありますし、あと先ほどの議案であったような賃料を年間40,000円というところが地主さんの方については、別の形でまた入っているんで、営農型太陽光というその施設一体でみると、基本的には地主さんに、先ほど賃料40,000円のところで換算すると40,000円プラス一筆1,000円の合計41,000円という契約になっているため、地主さんが貰う金額としてはそこまで全体で見ると減っていないんですが、そういう兼ね合いから、その関係性と営農型太陽光という施設の関係から、今回この金額で設定されています。

4番委員 はい、わかりました。

議長 ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑がないようですので、質疑を終わります。

議長 つづいて採決に入ります。

議長 議案第16号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は起立願います。

(全員起立)

議長 起立全員であります。

議長 よって、議案第16号は原案のとおり決定することで可決しました。小林委員、黒崎委員、酒井委員の入場をお願いします。

(小林委員、黒崎委員、酒井委員の入場)

○議案第58号

つづきまして

議長 議案第17号「農用地利用集積計画の決定について(中間管理事業)」を議題といたします。ここで農業委員会等に関する法律第31条の規定により、私、黒崎 俊行委員が退席となります。進行を酒井職務代理にお願いいたします。

(黒崎委員 退席)

議長 事務局の説明を求めます。

事務局 議案第17号 農用地利用集積計画の決定について(中間管理事業)次のとおり農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、町から計画の決定を求められたので、審議するものとする。

19ページをご覧ください。
公告予定年月日 令和6年3月22日、利用権設定等の面積104,299.00平方メートル、令和6年中の累計345,044.20平方メートル。

詳細は18、19ページとなります。お目通しをお願いします。以上です。

議長 以上で事務局の説明を終わります。

議長 それでは、ただいまから1分ほどで審査をお願いします。

委員 (審査)

議長 審査を終わります。つづいて、推進委員の意見を求めます。意見はありませんか。

委員 (意見なし)

議長 意見がないようですので、次に質疑に入ります。

議長 質疑はありませんか。

委員 (質疑なし)

議長 質疑がないようですので、質疑を終わります。

議長 つづいて採決に入ります。

議長 議案第17号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は起立願います。

委員 (全員起立)

議長 起立全員であります。

議長

よって、議案第17号は、原案のとおり決定することで可決しました。ここで、進行を黒崎会長と替わります。黒崎会長の入場をお願いします。

(黒崎委員の入場)

○報告第3号

つづきまして

議長

報告第3号「農地の転用届出の受理について」を報告します。

議長

事務局の朗読をお願いします。

事務局

報告第3号 農地の転用届出の受理について
次のとおり農地法第5条の規定に基づく、農地売買事業等に係る届出を受理したので報告する。
詳細は御覧のページとなります。お目通しをお願いいたします。以上です。

○報告第4号

つづきまして

議長

報告第4号「農地法施行規則第29条第1号該当証明について」を報告します。

議長

事務局の朗読をお願いします。

事務局

報告第4号 農地法施行規則第29条第1号該当証明について
次のとおり農地法施行規則第29条第1号の規定に該当する農地転用であることを証明したので報告する。

事務局

詳細は、御覧のページとなります。お目通しをお願いします。以上です。

○報告第5号

つづきまして

議長

報告第5号「農地法第18条の解約通知について」を報告します。

議長

事務局の朗読をお願いします。

事務局

報告第5号 農地法第18条の解約通知について
次のとおり農地法第18条の規定に基づく、農地の賃貸借契約の解約通知があったので報告する。

事務局

詳細は、22、23ページとなります。お目通しをお願いします。以上です。

議長

これで、今総会に付された案件の審議は、すべて終了しました。

議長

これをもって、令和6年第3回芳賀町農業委員会総会を閉会いたします。

議長

お疲れ様でした。

(閉会午後2時50分)